

現場ですぐに役立つ 安全衛生Q&A

CSP労働安全コンサルタント
二階堂久

ステップ式架設階段の場合、中さんまでの高さはどの部分を示すのか教えてください。

高さの測定位置は、図1のA～Cが考えられ、すべて中さんの上縁までとします。中さんを設ける目的が、架設通路について定めている労働安全衛生規則（以下、安衛則）第552条第1項第4号に、「墜落の危険のある箇所には、次に掲げる設備（中略）を設けること

イ 高さ85センチメートル以上の手すり

ロ 高さ35センチメートル以上50センチメートル以下のさん又はこれと同等以上の機能を有する設備」とあります。

架設階段を昇降する時は直立して歩行しますので、墜落災害防止のためには最も危険なCの測定位置が正しく、踏板つま先の先端部から中さんの上縁（手すりの場合も上縁）までとなります。

このことから、計画図等で寸法線を図2の②のように引くのは誤りで、①が正解です。

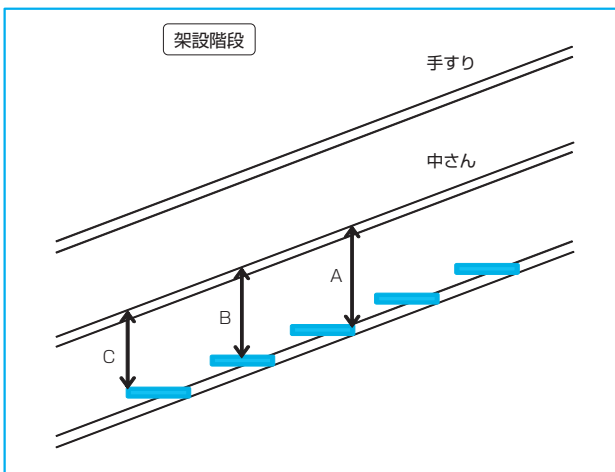


図1

わく組足場からの墜落防止措置として、下さんに被覆ワイヤーロープをシャックル及びターンバックルを用いてたわみが生じないようにすれば使用可能でしょうか。

安衛則第563条第1項第3号に、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には（中略）設備（丈夫な構造の設備であって、たわみが生ずるおそれがなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る）を設けることと定められています。また、労働基準局長通達（基発第0311001号）に、「さん」とは交さ筋かいの下部のすき間に水平に設置される棒状の丈夫な部材をいうとされています。

以上のことから、繊維ロープ等可撓（かとう）性の材料で構成されるものについては認めない、と同通達で示されています。つまり、緊結や緊張の状態によって変化するので、墜落防止機能は認められないということです。親綱やトラロープを「さん」の代用として使用することは禁止されています。図3は、わく組足場の例示です。

また、安衛則第575条の6に定められている作業構台の「上さん」「中さん」措置についても、同様な内容で通達されています。

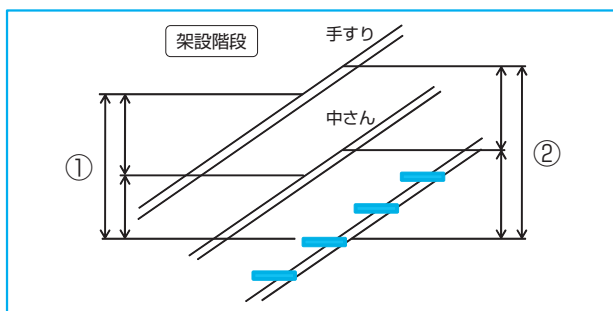


図2

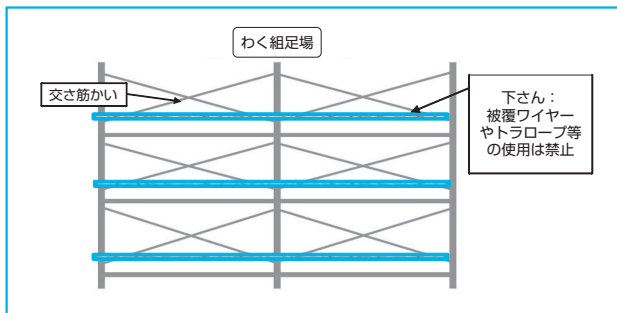


図3

単管足場の手すりについて、昨年の安衛則改正で中さんを設けることになりましたが、「高さ35～50センチメートルの位置」とは足場板からでしょうか。あるいは幅木からでしょうか。教えてください。

昨年6月の労働安全衛生規則の足場等の改正は大幅なものでした。改正のあらましとしては、

- I 足場からの墜落防止措置等の充実
- II 足場の安全点検等の充実

となっており、この場合は「I」になります。

「I」はさらに2つに分かれています。

(1) 足場の種類に応じた墜落防止措置

① わく組足場

『交さ筋かい+下さん』

『交さ筋かい

+幅木(高さ15センチメートル以上)』等

② わく組足場以外の足場(単管足場等)

『手すり(高さ85センチメートル以上)

+中さん(高さ35～50センチメートル)』等

(2) 物体の落下防止措置

『幅木(高さ10センチメートル以上)』等

したがって、一般的な単管足場の場合は(1)と(2)を組み合わせると、

『手すり(高さ85センチメートル以上)

+中さん(高さ35～50センチメートル)

+幅木(高さ10センチメートル以上)』

が必要になることとなりました。

労働基準局安全衛生部安全課長通達(基安安発第0515001号)に具体的な例として図4が示されています。

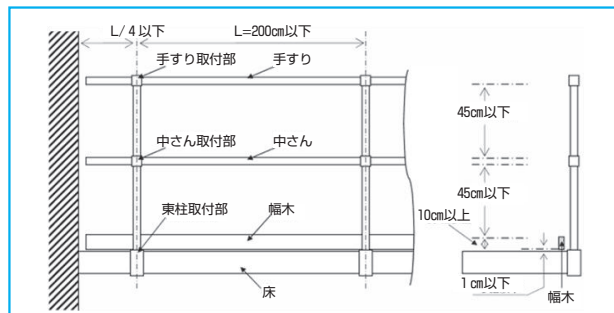


図4

平成22年10月から

労働基準監督署内の課名が変更になりました

変更は名称のみで、担当業務や受付窓口等の変更はありません。

- 東京労働基準監督署……青梅
- 神奈川労働基準監督署…横須賀、平塚、藤沢、小田原、横浜西
- 埼玉労働基準監督署……熊谷
- 千葉労働基準監督署……茂原、成田、東金

3課体制の場合

(現行) (変更後)

第1課 ⇒ 監督課(監督及び庶務業務担当)

第2課 ⇒ 安全衛生課(安全衛生業務担当)

第3課 ⇒ 労災課(労災業務担当)

2課体制の場合

(現行) (変更後)

第1課 ⇒ 監督・安衛課(東京、埼玉)、監督課(千葉)

第2課 ⇒ 労災課(東京、埼玉)、労災・安衛課(千葉)

各部の寸法の組合せによっては、作業床から中さんの上縁までの高さが50センチメートルを超えるような状態があり得ます。そのような場合であっても、「高さ10センチメートル以上の幅木と併設した、幅木の上縁から中さんの上縁までの距離が50センチメートル以下となるような中さん」は、十分な墜落防止効果が期待できるため、高さ35センチメートル以上50センチメートル以下のさんと「同等以上の機能を有する設備」に該当すると解釈しています。

CSP労働安全コンサルタント(Certified Safety Professional Consultant)とは、(社)日本労働安全衛生コンサルタント会より称号使用を許可された者です。

なお、安全衛生に関する質問や疑問をメールでお寄せいただければお答えしますので、ご活用ください。

[\[E-mail : webmaster@to-gisi.com\]](mailto:webmaster@to-gisi.com)